

4月19日から毎週木曜日に

## 専門の消費生活相談員による「消費生活相談窓口」を開設します

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎ (232) 2112

商品の購入やサービスの利用などの消費生活に関わる相談件数の増加に伴い、専門の相談員による「消費生活相談窓口」を開設します。

悪質商法による被害、契約トラブル、多重債務問題などの消費生活全般に関する相談は、県と町に寄せられた相談件数を合わせると、年間250件を超えています。そこで、これまで以上に相談対応を充実させ、より迅速な対応ができるように、専門の相談員による「消費生活相談窓口」を開設します。

訪問販売や架空請求などで生じたトラブル、商品の品質・サービスや敷金返還などについての相談に消費生活専門相談員が応じます。相談は無料です。

相談にお越しの際は、契約書や関係資料をご持参ください。秘密やプライバシーは厳守します。

「エステを無料で体験しませんか」と声を掛けられ、簡単な体験の後に高価な化粧品セットを勧められた。一度は断ったが、複数の販売員に「分割払いでもいい」と説得され、断り切れずに契約してしまった。

台所用品や洗剤などが次々と無料で配られていく雰囲気にもまれ、「最後の目玉商品」と紹介された高額な健康機器を勢いで契約してしまった。冷静になって考えるとあまり必要のないものだった。

### 専門家による消費生活相談窓口

#### ■相談日

4月19日(木)～平成25年3月21日(木)  
毎週木曜日 午前10時～午後4時

(5月の第1木曜日は祝日のため、5月2日(水)に行います。日程は、「広報きくよう」の末尾に掲載してあるカレンダーでご確認ください。)

※木曜日以外の開庁日には、職員が相談を受け付けます。

■場 所 相談室(役場1階)

■電 話 ☎(232)2112

相談員への直通の電話ではありません。

総合政策課で電話を受けた後、相談員につながります。

#### ■相談方法

電話相談・面談相談どちらもできます。面談を希望する場合は、事前にお電話ください。相談時には、契約書や関係資料などを準備してください。



### 熊本県消費生活センター

■相談日 月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始は除く)  
午前9時～午後5時

■場 所 熊本県庁新館4階

■電 話 ☎(383)0999

### 消費者ホットライン

■電 話 ☎0570-064-370  
(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを)

平日は熊本県消費生活センターに、土日祝日など町や県センターの閉所日には、国民生活センターへつながります。

## 年金

### 20歳以上の学生は 学生納付特例制度を利用できます

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。国民年金保険料の納付が困難な場合、本人の所得が118万円以下(扶養親族があれば基準額が変わります)であれば、納付が猶予される学生納付特例制度があります。申請をして承認されると、平成24年4月分から平成25年3月分までの保険料の納付が猶予されます。

■対象者 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校などに在学する人  
■申請期間 4月1日～平成25年4月30日  
■申請場所 町民課(武蔵ヶ丘支所でも可)または熊本西年金事務所  
■申請に必要なもの  
・印かん  
・学生証のコピーまたは在学証明書

☎ 町民課 年金係 ☎(232)4914  
☎ 熊本西年金事務所 ☎(353)0142

## 相談

### 借金問題は必ず解決できます

多重債務などでお困りではありませんか

☎ 総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

#### 熊本県弁護士会法律相談センター

■相談日・時間

月～土 午前10時～正午  
午後1時～午後4時

■場 所 熊本法律相談センター(熊本水道町1番23号加地ビル3階)

■相談方法

電話予約制です。平日の午前9時～午後5時の間に予約してください。相談時は関係資料をお持ちください。

■費用 多重債務相談は一律無料

■電話番号 ☎(325)0009

#### 熊本県司法書士会

■相談日・時間

毎週月・木曜日 午後6時～午後8時(年末年始・祝祭日除く)

■場 所 熊本県司法書士会館(熊本市大江4丁目4番34号)

■相談方法

予約不要です。電話または面談で相談を受け付けます。ご要望に応じた司法書士もご紹介できます。

■費用 無料

■電話番号 ☎(364)0800

Proud! Japan

### 東日本大震災の被災自治体への人的支援報告

私は東松島市派遣チーム熊本として、昨年7月から宮城県東松島市役所で業務に従事しました。テレビなどのメディアを通じて被災地の状況は拝見していましたが、現地へ行き飛び込んだ風景はあまりに衝撃的なものでした。震災から4カ月が過ぎようとしているにもかかわらず、がれきの山や臭いは残ったままです。当時の状況を思い起こさせるものがありました。



西村 信悟 主事  
総務課所属

7月1日から12日までの12日間、東松島市で罹災・被災証明書の発行や土のう袋申請受付業務などに携わる

人が列をつくって並び、証明書の発行がとてつもない日もありました。市役所職員の中にはご家族や本人が被災に遭われている人もおり、そのような状況で働いている職員もいらっしゃいました。

被災地支援の最終日に市長から「支援への恩返しは復興すること」とお礼の言葉をいただきました。地域では地区の代表者を筆頭に協力し合い、さらには自治体と協力し復興を目指す姿勢にはとても感動し、自治体職員として持ち帰るものができたと感じています。

地震や津波は町の景観や自然、建物の崩壊といった外観的な変化をもたらせましたが、人と人とのつながりやコミュニケーションといった内面的な強さをより一層深めたように感じました。

東日本大震災の被災地へ支援を行うため、熊本県と市町村は合同で宮城県東松島市に人的支援を行っています。町からは、これまで9人が被災地の支援活動に従事しました。